

# 新型コロナウイルス感染症発生による 子どもの家等臨時休所時における ファミリーサポートセンター等利用料補助制度

新型コロナウイルス感染症の発生により子どもの家等が臨時休所となった場合に家庭における保育が困難な世帯がファミリーサポートセンターなどを利用する際の費用負担を軽減するため、利用料を補助します。

<b>補助対象者</b>	<p>以下の2つの条件の両方を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの家(67施設)又は民間の放課後児童クラブ(4施設)(以下「子どもの家等」といいます。)の<b>登録児童がいる世帯</b></li><li>② エssenシャルワーカー(医療従事者など)やひとり親家庭など、<b>子どもの家等の臨時休所時に家庭における保育が困難な世帯</b></li></ul>
<b>対象となる 状況</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型コロナウイルス感染症の発生により、登録児童の通う<u>子ども の家等が臨時休所</u>となったとき ⇒ <b>臨時休所日における通常時の開所時間帯(※)が対象</b> ※ 平日 放課後～午後7時 土曜・長期休み 午前7時30分～午後7時</li><li>・ 新型コロナウイルス感染症の発生により、登録児童の通う<u>小学校 が臨時休業</u>となったとき ⇒ <b>臨時休業日における通常時の授業時間帯が対象</b></li></ul> <p>※ いずれの場合も、<b>学年・クラス単位での休所(休業)も補助対象</b>となります。</p>
<b>対象費用</b>	<p>以下のサービスを利用した際の利用料(登録料や年会費、実費負担分は除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宇都宮市ファミリーサポートセンター事業に登録された協力会員による児童の預かり</li><li>・ 自治体に認可外保育施設としての届出をしているベビーシッターによる保育</li></ul>

## 補助金額

### 利用料の全額(日額30,000円を限度)

※ 「対象となる状況」に該当する限り、利用日数に上限はありません。(ただし、予算の範囲内での補助となります。)

## 手続き

令和4年4月1日～令和5年3月31日のサービス利用に係る以下の書類を、**令和5年4月10日(月)までに**、郵送又は直接窓口へ提出してください。

### 【提出書類】

- ・ 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
  - ※ 申請書類は、市役所13階生涯学習課で配布しているほか、市のホームページ([ID1028731](#))からダウンロードすることができます。
- 《ファミリーサポートセンター事業を利用した場合》
  - ・ 利用月分の「援助活動報告書(依頼会員用)」の写し
- 《ベビーシッターを利用した場合》
  - ・ サービス利用に係る料金領収証明書(様式第2号)
  - ・ サービス利用に係る領収書等の写し(支払者名、サービス提供事業者名、領収日及び領収金額の記載があるもの)

### 【提出先】

(郵送の場合)

宛先: 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

宇都宮市教育委員会生涯学習課

- ※ 封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。
- ※ 申請に要する郵送料は申請者負担となります。

(窓口の場合)

宇都宮市役所13階 生涯学習課放課後児童グループへお越しください。

## その他

- ・ 他の補助金等との併用はできません。
- ・ ファミリーサポートセンター事業を利用する場合、事前の登録が必要となりますので、ご注意ください。(宇都宮市ホームページ [ID1004052](#) 参照)
- ・ 民間の放課後児童クラブ(4施設)の内訳は以下のとおりです。学童保育つばさ学舎、バンビーニとよさと、瑞穂野学童クラブ、こばと学童クラブ(宇都宮市ホームページ [ID1006552](#) 参照)